

みえの安全・安心農業生産推進方針
～人と自然にやさしい農業の確立に向けて～
(第2期)

安全・安心と環境を守る三重の農業の実現により、
生産者と消費者が共に支えあう姿をめざします。

三重県

1. みえの安全・安心農業生産推進方針(第2期)の策定に当たって

「みえの安全・安心農業生産推進方針」(以下、「推進方針」という。)は、人と自然にやさしい農業の確立を目指し、平成25年度を目標年度と定め、平成21年度に策定しました。

計画期間の5か年の間、推進方針に定めた目標の達成を目指し取組を進めてきたところですが、消費者の農産物の安全・安心や環境に対する関心は以前にも増して高まっており、引き続き人と自然にやさしい農業の確立へ向けた取組が必要です。

このため、県では平成26年度から平成30年度までの5か年間で第2期とした新たな推進方針を策定することとしました。第2期推進方針については、第1期「推進方針」を一部見直し、生産者及び産地における取組拡大への支援と消費者への理解促進に重点を置いて策定することとします。あわせて、第1期推進方針と同様に「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号)に基づく県推進計画としての位置付けします。

2. これまでの取組と結果及び残された課題

(1)「みえの安全・安心農業」生産の取組拡大に向けて

① 食の安全・安心を確保する生産管理への取組

ア 適切な生産工程管理の定着

食の安全性を高め安心を提供する生産工程管理としてGAP手法の導入を推進しました。

【これまでの取組】

県内産地に普及すべき食の安全・安心の確保を目指す生産管理を「三重県型GAP」として整理しました。これは、生産者(部会員)それぞれの実践するGAPを産地(部会)全体で実践するGAPでフォローするもので、環境保護や生産者自身の安全性等の確保に加え、部会(産地)の活動の活性化も目標としました。

主要産地へのGAP手法の導入を推進するため、実践を目指す団体(安全安心な伊勢茶づくり推進委員会)への支援を行いました。また、普及指導員や営農指導員対象の指導者養成のための研修会を開催するとともに、民間のGAP指導者育成研修会の参加への支援を行いました。

【結果】

予てから実需者から要望が高かった茶について、県内全域の組織により導入されたほか、輸出や環境保全型農業に取組む果樹産地等でも導入されています。

しかし、GAP導入の意義について、十分に認識されなかったため、産地におけるGAP実施率は62.7%(目標値100%)にとどまっています。

【課題】

食の安全・安心を確保する生産管理であるGAPについて、その導入の意義を正しくわかりやすく産地(生産者)に伝えることが重要です。

そのためには、各産地において、生産者・指導者がGAPについての理解を深め、産地に合わせた推進手法を検討するとともに、GAP指導者の育成・強化を図る必要があります。

② 環境に配慮した持続可能な生産への取組

ア 農地資源の維持と増進

農地を限りある資源ととらえ、持続的に良好な生育環境が確保できるように、堆肥活用を中心とした土づくりを推進しました。

【これまでの取組】

生産者が、土づくりを行う上で必要な情報である県内土壌の理化学性等の実態調査を行いました。

土づくりの効果や重要性など「土づくりのメリット」について、生産者への現地指導を行うとともに、土づくりの認識向上のための研修会を関係団体と連携し開催しました。また、土壌診断に基づく土づくり・施肥設計の推進を目的に指導者向けのハンドブックについても関係団体と協同で発行しました。

畜産堆肥生産9団体に対して、土壌堆肥分析実施やマニアスプレッダーの導入への支援の他、畜産環境整備に必要な施設等20件のリース事業を行い、高品質な堆肥生産流通体制の確立を図りました。

【結果】

生産者の「土づくりのメリット」についての理解が進みましたが、「麦・大豆等作付け水田における土づくりの実施率」は、21%(目標50%)とまだ低い状況です。また、一部ほ場では、地力低下と考えられる麦・大豆の収量低下も見られます。

【課題】

引き続き、生産者に対して「土づくりのメリット」を啓発し、農地資源を維持する必要があります。

また、堆肥を始め、土づくりに関する技術の研究を行うとともに、高品質な堆肥の生産及び畜産農家と耕種農家の連携の強化を進める必要があります。

水田での土づくりを推進するためには、堆肥などの有機資源を確保する必要があります。このため、畜産堆肥だけでなく、近年、荒廃が目立つ竹林の竹など地域の有機資源を活用した炭素循環モデルの構築を進めます。

イ 水資源の効率的な利用

気象状況の影響を受けやすい水資源を安定して供給するために、パイプライン化を進めました。

【これまでの取組】

パイプライン化による水資源の効率的利用や担い手への農地利用集積を進めました。

【結果】

平成25年度見込みで用水路のパイプライン化率は27.6%となり、営農の効率化が図られました。

【課題】

施設の老朽化による漏水、干ばつにより水不足の問題は、依然として潜在しており、意欲のある農業者による農地集積を推進するためには、用水管理の省力化や効率化が必要です。

ウ 投入資源の効率的な活用

収量、品質などの生産高を維持発展させつつ、資材使用量の節減などによって環境負荷を減らす環境生産性が高い農業を進めるために、効率的な施肥・防除や安定供給できる資源の活用を推進しました。

a 肥料

【これまでの取組】

化学肥料低減に向けて、堆肥の肥料的な利用のための研究を進めました。減肥基準の策定に向けて各品目について現地試験などの研究も進めました。

堆肥の肥料的な活用がスムーズに行えるように、研究成果を反映し、「堆肥流通支援システム」を見直しました。

過剰な施肥による成分の過剰蓄積を防ぐため、土壌診断に基づいた適正施肥についての現場指導を行いました。

【結果】

葉菜類、穀物類のリン酸の減肥基準の算出方法を策定し、一部の野菜について有効性を確認しました。

土壌診断による適正な施肥が進められました。一部の田畑輪環水田での安定生産に関わる土壌管理の課題が確認されました。

【課題】

リン酸の減肥基準の普及拡大に向けての研究を行う必要があります。

過剰な施肥を防ぐため、引き続き土壌診断による適正施肥についての指導が必要です。

田畑輪環水田における地力維持のための適正な土壌管理技術の構築が必要です。

b 農薬

【これまでの取組】

効率的な防除に向けてIPM(総合的病害虫管理)技術の開発研究を行いました。作物別のIPM実践指標を見直し、HPでの公表を行い、その普及を図りました。

発生予察情報の提供や「防除の手引き」の作成を行い、効率的な防除を推進しました。

【結果】

開発したIPM技術は、IPM実践指標に反映しました。また、「環境保全型農業直接支援対策」では、より環境保全に効果のある営農活動として「IPM」等への支援を重点化しました。

発生予察情報の提供と「防除の手引き」活用により、効率的な適期防除が進みました。

【課題】

農薬の一層の効率的活用を目指し、引き続きIPMに係る技術開発とその普及を図る必要があります。

発生予察手法の開発、改良を実施し、より迅速で的確な情報提供を図る必要があります。

c 未利用資源

【これまでの取組】

環境負荷低減には、農薬・肥料以外の資源についても効率的活用が求められているため、食品残渣のリサイクルなど未利用資源の有効活用を進めました。

バイオマス利用推進のための啓発活動を行うとともに「三重県バイオマス利用推進基本計画」の策定について検討しました。

亜臨界水反応による生ごみを原料とした堆肥及び培土の製造についての研究を行いました。

【結果】

スーパーや食品加工会社からの残渣を利用した堆肥(特殊肥料)の一つが、「三重県認定リサイクル製品」として認定されました。

バイオマス技術に関して市町と情報共有できましたが、基本計画策定まで至っていません。

亜臨界処理による生ごみを原料とする培土については、イチゴ高設栽培での有効性が確認されましたが、保管中の管理に課題があり、商品化までは至っていません。

【課題】

「三重県認定リサイクル製品」として「食品残渣等を利用した堆肥」の認定について、関係部署と連携して進める必要があります。

バイオマス利用技術が多種多様であるので、どのような技術の事業化が効率的であるか明確化するため、国や他県の情報を収集する必要があります。

亜臨界処理による生ごみや食品工場残渣の利用技術についてさらに研究する必要があります。

d エネルギー

【これまでの取組】

燃料高騰対策の対応を含めて、省エネルギー機器の導入についての助成事業を進めました。

農業研究所の植物工場三重実証拠点において、施設園芸の省エネルギー技術の普及を目的に実証・展示を行いました。

太陽光・小水力発電等の新エネルギーの活用について、導入に向けて検討と調査を行いました。

【結果】

省エネルギー導入支援事業により、施設園芸での省エネルギー化が進みました。

太陽光利用型植物工場において、ICT(情報通信技術)の活用、ヒートポンプ利用、効果的なCO₂施用、養液リサイクルなど省エネルギーとなる新しい技術を実証・展示するとともに、これらの技術についての研修会を行い、技術の普及を図ることができました。

太陽光発電施設、小水力発電施設については、施設整備に向けた実施設計を行っています。

【課題】

農業分野において開発された省エネルギー技術や機器の実証、効果の確認は、まだ遅れており、生産者が十分活用できる状態ではないため、農業研究所の植物工場三重実証拠点におけるこれらの技術・機器の実証・展示が必要であるとともに次世代を担う施設園芸志向経営者との情報共有を図る必要があります。

新エネルギーである太陽光・小水力等を利用した発電施設の設置について、早期の発電開始に向けた関係機関との具体的な協議や諸手続き、施設整備の促進を図る必要があります。また、新エネルギーの導入促進に向けた普及啓発にさらに取り組む必要があります。

(2)「みえの安全・安心農業」への理解・評価向上に向けて

① 安全・安心と環境を守る取組への理解促進

ア 生産者と消費者、食品関連事業者をつなぐ情報の提供

消費者や食品関連事業者が、生産者や生産現場での取組を知ることができるように、表示制度の推進や相互交流を行いました。

a 表示制度

【これまでの取組】

「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」、「特別栽培農産物」などの表示制度の認知度向上とその普及拡大を進めました。

環境貢献度に関する研究を行いました。

【結果】

「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」についての啓発の結果、938件(H26.3)が登録されました。また、制度についての情報発信により、消費者の理解の醸成が図られました。

「特別栽培農産物」については、取組を促進させるため、慣行防除・施肥基準を89作目設定しました。

環境貢献度に関して、環境保全型農業実践の「見える化」を目指し、キャベツ・水稻の生物多様性指標評価マニュアルを策定するとともに、堆肥施用の炭素貯留能力計算方式を定めました。また、これらの成果を活用した商品づくりのモデル的な取組を支援しました。

【課題】

「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」については、登録件数が増えましたが、環境保全型農業を実践している未登録生産者はまだ多く、登録件数拡大に向けて、制度の普及啓発が必要であるとともに、制度についての情報発信による消費者へのさらなる理解醸成も必要です。

「特別栽培農産物」については、慣行防除・施肥基準の追加・見直し等の生産現場からの要望に対して、引き続き速やかな対応が必要です。

環境貢献度を高める生産技術や新たな指標の開発についての研究が必要です。また、環境貢献度の表示の普及促進のため、研究成果を活用する生産者への支援も必要です。

b 相互交流

【これまでの取組】

安全・安心な地元農産物に関する情報は、消費者、流通・実需に求められていることから、SNS を利用した生産者・消費者・流通業者間の情報交換の促進、環境保全型農業実践生産者の消費者との交流の支援、食品関連事業者とのマッチングへの支援、事業連携のためのアドバイザー派遣等、消費者・食品関連業者と生産者の交流の場づくりやその支

援を行いました。

【結果】

食品関連事業者と生産者のマッチングが進められ、県産品に対する消費者の満足度は向上しました。

【課題】

消費者や食品関連事業者に対し、引き続き情報発信を行い、交流促進と新たな価値提案により、購買活動の促進を図る必要があります。

イ 安全・安心で環境に配慮した農産物の提供

消費者ニーズに対応した農産物の生産を進め、それらの購買機会の拡大を図るために、地物(じもの)産地としての地域密着型産地の育成や有機農業の推進を行いました。

a 地域密着型産地

【これまでの取組】

地域や消費者の需要に応える多品目適量産地づくりのため、モデルとなる産地を育成しました。

直売所等での安全・安心な生産誘導や販売取引拡大を進めるため、人材育成、アドバイザー派遣などの支援を行いました。

【結果】

多品目適量産地として モデルを育成しました。

直売所を中心とした産地づくりに資するネットワークが構築されました。

【課題】

安全・安心な地元農産物に対する消費者からの要望は強く、農薬の安全使用などの直売所等への安全・安心な農産物の生産に対しての啓発は引き続き必要です。

b 有機農業

【これまでの取組】

県内の有機農業者及び有機農業を目指す者や有機農業の推進に協力できる実需者等の組織化を進め、「三重県みんなの有機ネットワーク」(以下「ネットワーク」という)が平成22年に設立されました。「ネットワーク」の取組として会員の相互交流の強化、生産技術の向上、流通・販売促進、有機農業の理解促進に関する活動への支援を行ってきました。

三重県農業大学校学生向けの有機農業講座を開設し、人材育成を図るとともに、就農希望者に対しては、就農サポートリーダー(有機農業者)と普及組織が連携した対応を行ってきました。

平成23年度に設立された国の事業である「環境保全型農業直接支援対策」を活用し、有機農業など地球温暖化防止、農地への炭素貯留効果の向上や生物多様性を保全する営農活動に対し交付金による支援を行ってきました。

【結果】

有機農業の推進や理解促進を目的に「ネットワーク」と連携した活動ができました。

有機農業講座の開設により人材育成を図ってきましたが、有機農業の技術は多岐にわたっていることから指導者は不足しています。また、有機農業での就農希望者も増加していますが、経営的に不安定なことから定着率は低い状況となっています。

「環境保全型農業直接支援対策」では、より環境保全に効果の高い営農活動として「有機農業」等への支援を重点化しました。

【課題】

「ネットワーク」の会員の中でも、安定的な生産が難しく、また小規模であることから、販路開拓に課題を持つ若い有機農業者が見られます。このため、会員間の繋がりを強化し情報共有を進めるとともに、「ネットワーク」の自主的な活動に向けて支援を行う必要があります。

有機農業を安定的に営農するための技術の蓄積や指導者育成がさらに必要です。

「環境保全型農業直接支援対策」については、国の制度の見直しについての情報収集と県予算の確保が必要です。

ウ 消費者と生産者の連携による良好な地域環境の形成

自然環境と調和した良好な地域環境を形成するために、景観形成や生物多様性の保全など、農地・農業が持つ多様な機能に対する県民理解の促進を図りました。

【これまでの取組】

景観形成や生物多様性の保全などの実践活動に対して、「農地・水・環境保全向上対策事業」等による支援を行いました。また、参加型イベントとして「三重のつどい」を開催し、活動組織の取組について、県民の理解を深めるようPRするとともに実践活動への参画を促しました。

【結果】

農村地域の新たな経済活動の創出に向け510集落に対して、各活動組織自らが自立、協創を意識した活動を目指すよう支援しました。

各活動地域の活動紹介パネルの作成やふるさと交流フェアの開催により、消費者との交流を図りました。

【課題】

多くの活動組織において、継続した活動が出来るよう体制整備を図る必要があります。また、自立した組織として活動できるよう、支援が必要です。

景観形成や生物多様性保全を目指す環境保全型農業に対する県民理解の向上を目指し、様々な活動を検討する必要があります。

3. 第2期推進方針の基本的な考え方

人と自然にやさしい農業の確立を目指し、生産現場において「食の安全・安心の確保を目指す生産管理」と「環境に配慮した持続可能な生産の普及拡大」を推進するとともに、生産現場におけるこれらの取組について、多くの県民の方の理解促進を図ります。

第2期推進方針では、「みえの安全・安心農業生産産地の拡大」及び「みえの安全・安心農業生産の理解促進」を主な課題として、具体的取組と目標を設定します。

(1) みえの安全・安心農業生産産地の拡大

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給させるためには、各産地が「みえの安全・安心農業」を積極的に取組む必要があります。

このため、県は、生産者及び産地に対して「農業生産工程管理(GAP)」「土づくり」「投入資源の効率的活用」の重要性について、理解を深めるための普及・啓発活動に取り組めます。

ア 農業生産工程管理(GAP)の推進

〈現状・課題〉

食の安全・安心の確保を目標に、生産現場では「農産物の生産」から「食品の生産」への意識の変革が必要であり、そのために産地への農業生産工程管理手法であるGAP導入が必要です。

国は、GAPの共通基盤に関するガイドライン「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」^{※1}を策定しており、これに即したGAPの推進が必要です。

〈取組方向〉

GAPの意義を正しくわかりやすく産地(生産者)に伝え、情報共有を進める必要があります。そのために「GAPを身近に感じられるような普及・啓発活動」の展開を実施し、産地へのGAP導入の支援を行います。

【※農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン】

食品安全に加え、環境保全や労働安全のように幅広い分野を対象とする、高度な取組内容を含む農業生産工程管理(GAP)の共通基盤として農林水産省により策定されています。

ガイドラインでは、農薬や肥料の使用、土壌の管理、危険な作業の把握など、食品安全、環境保全及び労働安全に関する工程管理の内容と、工程管理の手法((1)計画、(2)実践、(3)点検・評価、(4)見直し・改善)の実践において、特に奨励すべき事項を提示されています。また、地域の実情に応じた新たな内容の付加や、産地内での役割分担などのガイドラインの活用方法等も提示されています。

イ 土づくりの推進

〈現状・課題〉

農業生産を継続的に支えるには、地力の維持が必須であり、そのためには十分な土づくりが重要です。これまでの取組により、生産者の「土づくりの効果や重要性」についての理解は向上してきましたが、一部地力低下の事例が見られます。

〈取組方向〉

農地を限りある資源ととらえ、持続的に良好な生産環境が確保できるように、土壌診断の技術を活用し、生産現場での土づくりを推進します。

耕種農家に対して「土づくりのメリット」を提示し、農地資源の維持を図ります。

堆肥や土壌の評価法を始め、土づくりに関する技術の研究を行うとともに、良質な堆肥づくりを進め、畜産農家と耕種農家の連携の強化を図ります。また、地域の有機資源を活用した炭素循環モデルの構築も進めます。

ウ 投入資源の効率的な活用の推進

〈現状・課題〉

これまで、肥料・農薬の節減を図るため、肥料においては、適正施肥や堆肥の肥料的な利用を推進しました。また、リン酸の減肥基準の研究を進めてきました。

農薬においては、効率的な防除につながる発生予察事業やIPM技術の開発とその利用の普及を進めてきました。

引き続き、環境負荷の低減のために投入資源の効率的な利用を進める必要があります。

〈取組方向〉

収量、品質などの生産性を維持向上させつつ、肥料・農薬使用量の節減などによって環境負荷を減らす環境生産性が高い農業を進めるために、効率的な施肥や防除を推進します。

a 肥料

生産現場で適正な土壌管理ができるように土壌診断に基づく適正施肥を進めます。また、新しい肥料等の適正施肥法について研究を進めるとともに、堆肥の肥料及び地力維持資材としての利用促進を図ります。

b 農薬

農薬の一層の効率的活用を目指し、発生予察の活用推進やIPMに係る技術の開発とその普及を進めます。

c 未利用資源

食品残渣のリサイクルなど未利用資源の有効活用を進めます。

エ 有機農業の推進

〈現状・課題〉

有機農業など自然循環機能を活用し、環境に配慮した生産方式は、「みえの安全・安心農業」と同様に消費者に信頼される農産物の供給を目指している。しかし、有機農業は、安定的な生産が難しく、小規模であるため販路に課題を持つ生産者が見られることから、引き続き有機農業に取り組みやすい環境づくりが必要です。

〈取組方向〉

県内の有機農業者を主たる構成員とする「みんなの有機ネットワーク」と連携し、栽培技術や販路に関する情報共有等を行い、安定的な有機農業を進めます。

また、「環境保全型農業直接支援対策」を活用し、有機農業への支援を行います。

(2) みえの安全・安心農業生産の理解促進

県は、消費者に向けて生産者団体や食品関連事業者等と協働しながら、「みえの安全・安心農業」の重要性の理解促進と生産現場の取組に関する情報の提供に努めます。

生産者と消費者、食品関連業者をつなぐ取組として、「表示制度の普及拡大」「多面的機能への理解促進」を推進します。

ア表示制度の普及拡大

〈現状・課題〉

みえの安全・安心農業の実践については、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」、「研究開発された環境貢献度の指標」等の情報提供を消費者、食品関連業者へ行っていますが、制度を利用している産地は多くないのが現状です。

〈取組方向〉

「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」については、生産者への制度の普及啓発と消費者への情報発信を進めます。

「環境貢献度の指標」の活用への支援を行うとともに、環境貢献度を高める生産技術や新たな指標に関する研究を行います。

また、環境に配慮した農業を取り組む生産者と消費者、食品関連事業者が理解し合える交流の場づくりを進めます。

イ 農業の多面的機能への理解促進

〈現状・課題〉

みえの安全・安心農業を実践する中で、景観形成や生物多様性保全を目指す取り組みは、増えつつありますが、引き続き県民の理解の向上が必要です

〈取組方向〉

消費者との交流会など、景観形成や生物多様性の保全などの実践についての理解向上を目指す取組を検討します。

また、農地・農業用水などの地域環境を守る活動を行う組織に対して、「多面的機能支払交付金」の活用による支援を行うとともに、自立した組織として継続的な活動ができるよう支援を行います。

これらの取り組みによって、「みえの安全・安心農業」生産に取り組む産地を拡大するとともに県民の皆さんの「みえの安全・安心農業」に対する理解や評価を高める情報発信を進めます。

推 進 指 標

	H25(現状値)	H30(目標)
みえの安全・安心農業生産方式の産地での普及率(%) ①GAP(農業生産工程管理)、②地力の維持・増進、③IPM(総合的病害虫管理)の実践等、環境に配慮した生産方式に取り組む産地の割合 (三重県調べ)	47.3	71※1 (90※2)
魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合(%) 魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合 (三重県調べ)	42.1 (H27)	48※1 (60※2)

※1「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画・行動計画」に基づき算出

※2「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」 H37目標

4. 推進体制

第1期推進方針への取組みを踏まえ、第2期推進方針では、これまで以上に「みえの安全・安心農業生産」を、生産者、食品関連事業者、消費者とともに総合的、体系的に進めます。

生産者や食品関連事業者、消費者それぞれの意見を把握し、技術開発・研究、現地指導に反映させ、産地における「みえの安全・安心農業生産」の実践と理解促進を図ります。

(1) 総合推進体制

「みえの安全・安心農業生産」の推進をさらに加速させるために、これまでの推進体制を強化します。

「みえの安全・安心農業生産」の取組別に行政、研究、普及で構成する推進チームを編成し、生産者組織等と調整を行い、各取組の推進を行うとともに流通・消費者促進対策も取り組みます。

(2) 技術開発・研究体制

農業研究所は、行政、普及と連携し、「みえの安全・安心農業生産」を推進するための技術開発に取り組みます。

また、国や各種研究機関等とも連携し必要な技術開発に取り組みます。

(3) 普及・指導体制

各取組の関係各部署が協力して、生産者団体、消費者、食品関連事業者等と連携し普及・指導を行います。

5. 推進方針の見直し

本推進方針は5年を目途として見直しを行うものとします。

なお、農業を取り巻く環境の変化に対応し、必要に応じて見直していくこととします。

附則 本推進方針は平成26年3月25日から施行する。

本推進方針は平成28年3月22日から施行する。